

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、本市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 地域指定

本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されている。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に13市町が指定されている。

・南海トラフ地震防災対策推進地域

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章第2節 防災関係機関等の業務の大綱」を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「物資等」という。）の確保については、「第3部第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第3部第10章 飲料水等の供給」を準用する。

2 人員の配置

人員の配置については、「第3部第3章第1節 職員の配備」を準用する。

3 防災関係機関の災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、横須賀市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な物資等について計画的に点検、整備、配備等を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請は、「第3部第20章 応援及び派遣の要請」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第4節 事業者等の防災対策

事業者等の防災対策については、「第2部第11章第2節 事業者の防災活動の促進」を準用する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

津波からの防護については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、「第2部第12章第1節 津波対策の推進」及び「第3部第26章第2節 津波警報等の収集・伝達」を準用する。

第3節 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準については、「第3部第5章第2節 避難指示の発令」を準用する。

第4節 避難対策等

避難対策等については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」、「第3部第5章 避難対策」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第5節 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 水道、電気、ガス、通信

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第2部第1章第3節 ライフライン施設の強化」及び「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第7節 交通

1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第9節 迅速な救助

迅速な救助については、「第3部第6章第3節 救助活動」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を発表する場合

- 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合

キーワード	各キーワードを付記する条件
巨大地震注意	○監視領域内（※１）において、モーメントマグニチュード（※４）7.0以上の地震（※３）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※１ 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- ※２ モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※３ 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※４ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、各部局は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移に伴い必要な対応が行える体制をとる。また、危機管理課職員は、必要な情報収集を行う。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、各部局は平常時の体制に戻る。

第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

（1）災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、「第3部第2章第3節 災害対策本部の設置」に基づき、災害対策本部を設置して、必要な対応にあたる。

（2）災害対策本部の配備体制

種 別	配 備 体 制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害対策本部2号配備

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から1週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、市民等に対して後発地震に対して次のとおり注意を喚起する措置をとる。

- 1 すぐに逃げ出せる態勢での就寝
- 2 非常持出品の常時携帯
- 3 携帯電話やラジオ等の緊急情報の取得体制の確保
- 4 倒れやすいブロック塀など想定されるリスクから身の安全の確保
- 5 水や食料など日頃からの備えの再確認
- 6 崩れやすくなっている土砂災害等の注意

第5節 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難対策等については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」、「第6章 消防・救急対策」を準用する。

第7節 警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における警備対策については、「第3部第21章 災害警備対策」を準用する。

第8節 水道、電気、ガス、通信

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第9節 交通

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第11節 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等に対する措置については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

（1）災害警戒本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、「第3部第2章第2節 災害警戒本部の設置・運営」に基づき、災害警戒本部を設置し情報収集及び連絡調整にあたる。

なお、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表した際の情報の収集と伝達については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

（2）災害警戒本部の配備体制

種 別	配 備 体 制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	全部局（※）

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、その内容によって、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

（3）災害警戒本部の廃止

国からの防災対応の呼びかけの期間が終了した場合。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 市の取るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけると共に、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、「第2部第1章第4節 建築物の防災化の推進」を準用する。

第2節 避難場所の整備

避難場所の整備については、「第2部第3章 避難所・避難地の整備」を準用する。

第3節 避難経路の整備

避難経路の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」を準用する。

第4節 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、「第2部第1章第5節 地盤災害の防止」を準用する。

第5節 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、「第2部第2章第1節 消防力の整備・強化」を準用する。

第6節 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」及び「第8章第1節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第7節 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」を準用する。

第9章 防災訓練計画

第1節 防災訓練に関する事項

地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として市及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第2部第10章第3節 防災訓練等の実施」を準用する。

第 10 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第 1 節 地震防災上必要な教育及び広報

地震防災上必要な教育及び広報については、「第 2 部第 10 章第 1 節 防災意識の普及啓発」を準用する。